

## 勝部火屋共同墓地使用者募集案内（第一次）

### 1 募集区画

募集区画数 37区画（別添「勝部火屋共同墓地区画案内」を参照）

※墓地の位置、空き区画の場所等の詳細につきましては、勝部自治会仮事務所までお問い合わせください。

### 2 申込資格

・勝部自治会員である方

### 3 申込方法等

#### (1) 申込方法

「勝部火屋共同墓地申込書」に必要事項を記入、押印のうえ、勝部自治会仮事務所まで提出してください。代理人による提出は可能ですが、電話、FAX、郵送による申込みはできません。

申込用紙は、8月8日（月）から勝部自治会仮事務所で配布します。

午前9時から正午まで

※休館日（日曜日、祝祭日、8月15日～16日）は除く。

#### (2) 申込受付期間

平成28年8月17日（水）から平成28年8月31日（水）

午前9時から正午まで

※休館日（日曜日、祝祭日）は除く。

※同一区画に複数の申し込みがあった場合は先着順とします。

### 4 使用料の納付

(1) 永代使用料につきましては、申込確定後に仮事務所までお支払いにきていただくか、銀行振り込みによりお支払いいただきます。

(2) 納付は全額一括納付です。

(3) 納付期限を過ぎても納付されない場合は、キャンセルとみなします。

(4) 墓地を返還された場合でも既に納められた永代使用料は、使用の如何に関わらず返金しませんのでご注意ください。

### 5 その他

(1) 墓地は、お貸しするもの（永代使用許可）で、売り渡すものではありません。

(2) 申し込みにあたり、区画周辺の整備や通路の設置など、条件を付加することはできません。現状での貸し付けとなりますので、現地をよく確認した後に申し込み

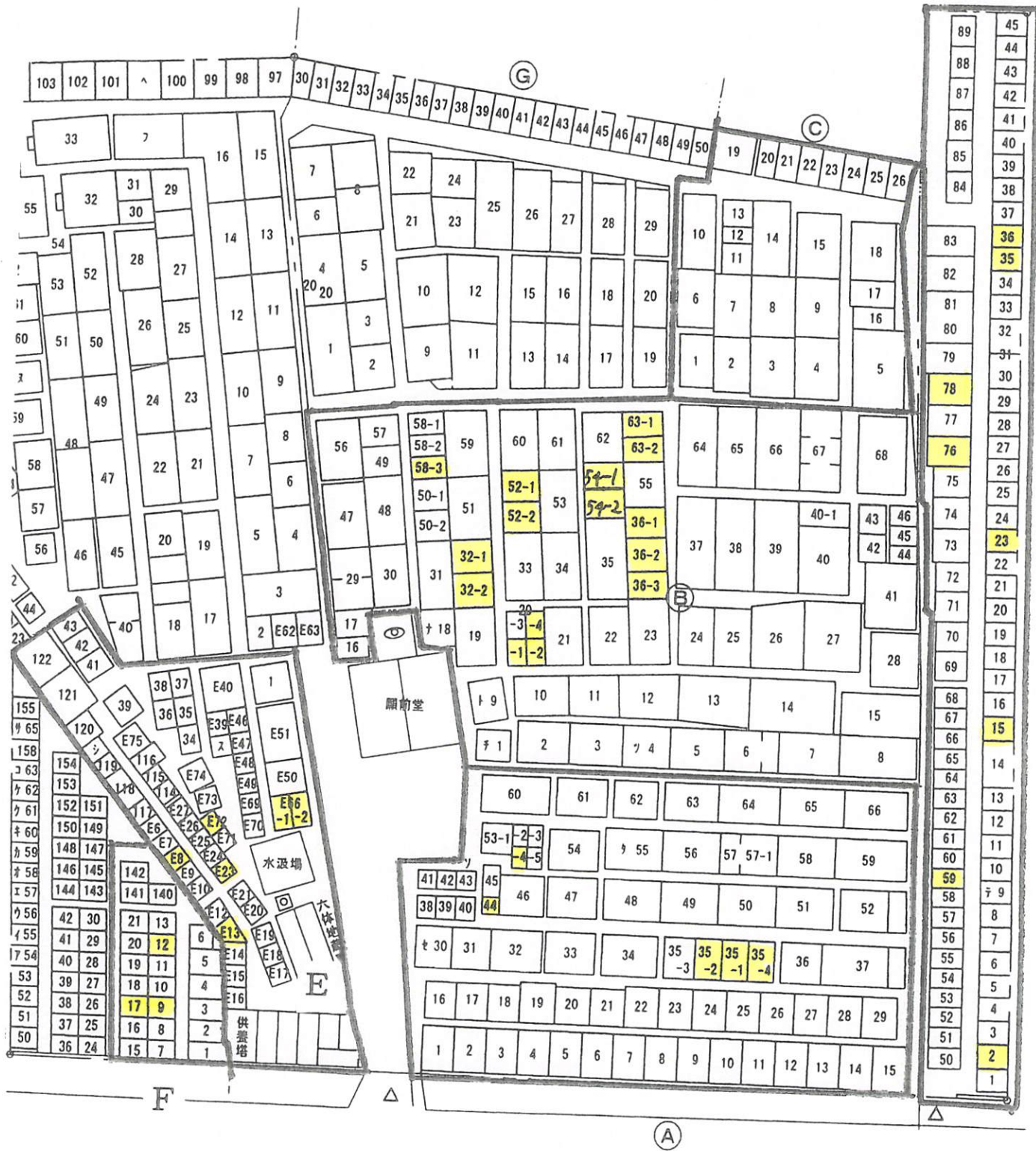
みをしてください。

- (3) 相続以外の名義変更はできません。また、権利の転売、貸与もできません。
- (4) 墓地の使用者は、年額 1,000 円の管理料が必要です。(平成 28 年度は不用。) また管理料は変更になる場合があります。

◎管理料について

勝部火屋共同墓地は、4 自治会が共同で墓地全体の施設維持管理を行っており、ゴミの収集手数料や水道料等に要する経費としてお支払いいただくものです。

なお、使用許可区域内の清掃などの管理は、各使用者の責任で行ってください。



89	45
88	44
87	43
86	42
85	41
84	40
	39
	38
	37
83	36
82	35
81	34
80	33
79	32
78	31
77	30
76	29
75	28
74	27
73	26
72	25
71	24
70	23
69	22
68	21
67	20
66	19
65	18
64	17
63	16
62	15
61	14
60	13
59	12
58	11
57	10
56	9
55	8
54	7
53	6
52	5
51	4
50	3
	2
	1

(D)

(A)

F

△

△

(G)

(C)

(B)

E62 E63

廟前堂

水汲場

大鉢地蔵

E

供養塔

E13

E14

E15

E16

E17

E18

E19

E20

E21

E22

E23

E24

E25

E26

E27

E28

E29

E30

E31

E32

E33

E34

E35

E36

E37

E38

E39

E40

E41

E42

E43

E44

E45

E46

E47

E48

E49

E50

E51

E52

E53

E54

E55

E56

E57

E58

E59

E60

E61

E62

E63

E64

E65

E66

E67

E68

E69

E70

E71

E72

E73

E74

E75

E76

E77

E78

E79

E80

E81

E82

E83

E84

E85

E86

E87

E88

E89

E90

E91

E92

E93

E94

E95

E96

E97

E98

E99

E100

E101

E102

E103